

滋賀県新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定について

令和 6 年 9 月 3 日

令和6年度第 1 回滋賀県感染症連携協議会
滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

新型インフルエンザ等対策行動計画に関連する感染症法令

法律名	対象	目的	規定内容
新型インフルエンザ等対策特別措置法	新型インフルエンザ等	国民の生命及び健康の保護、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化する	迅速な初動対応のための体制、経済社会全体にわたる総合的な対策を統一的に講じるために必要な措置 【行動計画の策定(政府、県および市町)】
感染症法 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	国内常在感染症、輸入感染症及び新興感染症	感染症の予防及びまん延防止により公衆衛生の向上及び増進をはかる	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する必要な措置 【予防計画の策定(県および保健所設置市)】
検疫法	常在しない輸入感染症のみ	国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止する	感染の有無を判定するための検査や、陽性者を感染症指定医療機関へ搬送し隔離するなどの検疫措置
予防接種法	免疫が脆弱な者	感染症の発生及びまん延予防と同時に、感染症に対する免疫が脆弱な者の健康を保護する	公的に実施される予防接種の種類や実施の方法、接種により健康被害が生じた場合の救済制度等
学校保健安全法	児童生徒等及び学校職員	学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資する	学校における保健管理、安全管理に関し必要な事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

第1条 この法律は、（～中略～）新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症法その他の法律と相まって、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

第7条 第1項 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。



特措法が制定され、当県では、「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年3月に策定している。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第10条 第8項 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更するにあたっては、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画又は新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に規定する都道府県行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要(続き)

新型インフルエンザ等対策特別措置法における「新型インフルエンザ等」の定義

新型インフルエンザ等対策特別措置法

第二条(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 **新型インフルエンザ等**

新型インフルエンザ等感染症(感染症法第六条第七項)、

指定感染症(感染症法第六条第八項)

新感染症(感染症法第六条第九項)をいう。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

分類	概要	特徴
新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第六条第七項)	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症	・免疫を獲得していない
指定感染症 (感染症法第六条第八項)	既知の感染症であって、まん延により 国民の生命および健康に重大な影響 を与えるおそれがあるもの	・まん延により国民の生命及び健 康に重大な影響を与えるおそれ がある
新感染症 (感染症法第六条第九項)	未知の感染症	

感染症法予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画の関係

- ・予防計画の対象感染症は行動計画の対象感染症を含む
 - ・行動計画のうち、医療に関する内容は予防計画に含まれる
- ➔ 予防計画との整合性を踏まえ、行動計画の保健医療に関する部分については感染症対策連携協議会で集中審議いただく

	予防計画	行動計画
根拠法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第10条	新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条
対象感染症	感染症法に規定された全ての感染症	感染症法に規定された 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症 新感染症 いわゆる「新興感染症」に限定
記載事項	感染症法第10条第2項 ①発生の予防およびまん延の防止のための施策 ②情報の収集、調査および研究 ③検査の実施体制および検査能力の向上 ④医療提供体制の確保 ⑤移送体制の確保 ⑥医療提供体制等の整備の各種目標値 ⑦宿泊施設の確保 ⑧外出自粛対象者の療養生活の環境整備 ⑨知事の総合調整・指示の方針 ⑩人材の養成および資質の向上 ⑪保健所の体制の確保 ⑫緊急時の対応 平時からの 体制整備	特措法第7条第2項 1. 総合的な推進に関する事項 2. 県が実施する措置に関する事項 有事の行動 ①県内の発生動向調査 ②情報の適切な方法による提供 ③協力要請等まん延防止の措置 ④医療従事者確保・医療提供体制確保の措置 ⑤物資売渡し要請、住民生活、地域経済安定の措置 3. 市町村行動計画、指定地方公共機関作成の業務計画を作成する際の基準 4. 実施体制に関する事項 5. 他の地方公共団体等との連携に関する事項 6. その他知事が必要と認める事項
	➔保健医療分野のみ	➔保健医療分野以外も有

政府行動計画の改定内容

- ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて抜本的に改正**
 - ・**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症**による危機に対応
 - ・対策項目を6項目から**13項目**に拡充
 - ・対策時期を5期から**3期(準備期、初動期、対応期)**に変更
 - 準備期…発生前の段階
 - 初動期…国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染等が発生した段階
 - 対応期…新型インフルエンザ等が発生した旨公表され、対策本部が設置された段階
- 対応期は、次の4つの時期に分類される。
 封じ込めを念頭に対応する時期、病原体の性状等に応じて対応する時期、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

これまでの政府行動計画の構成

- I 始めに
- II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- III 各段階における対策
(対策時期を主体とした整理)

対策項目	対策時期
(1)実施体制	未発生期
(2) サーベイランス・情報収集	
(3)情報提供・共有	海外発生期
(4)予防・まん延防止	国内発生早期
(5)医療	国内感染期
(6)国民生活・国民経済の安定の確保	小康期

改定後の政府行動計画の構成

- 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画
- 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- 第3部 新型インフルエンザ等対策項目の考え方及び取組
(対策項目を主体とした整理)

対策項目 <small>※新規項目</small>	対策時期
(1)実施体制	準備期
(2)情報収集・分析	
(3)サーベイランス	
(4)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	初動期
(5)水際対策	
(6)まん延防止	対応期
(7)ワクチン	
(8)医療	
(9)治療薬・治療法	
(10)検査	
(11)保健	
(12)物資	
(13)国民生活・国民経済の安定の確保	

対策時期の考え方



現行計画	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
改定後	準備期	初動期	対応期			
			封じ込めを念頭に対応する時期(B)	病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

対応時期の変更にかかる考え方

準備期	・従来計画では、 <u>平時からの準備についての記載が不十分であったため</u> 、各項目毎に準備期を独立させて記載の充実を図るよう変更された。
初動期	・コロナ対応を踏まえ、グローバル化により新型インフルエンザ等が時を置かずに世界中へ拡散する可能性が高まっているため、海外発生期と国内発生早期の違いがほとんどなくなっていることなどから、 <u>ウイルスの性状が分からない段階でも実施する項目を初動期に位置付けるよう変更された。</u>
対応期	・過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定した幅広く対応できるシナリオとし、 <u>適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とするよう変更された。</u>

政府行動計画の改定の概要①

新型インフルエンザ等対策政府行動計画改定の概要①

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、**新型インフルエンザ等対策特別措置法**に基づき、**新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、2013年に策定（2017年に一部改定）**
- 今般、**新型コロナウイルス感染症対応の経験**を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改正**
「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、
国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す**
- 次の感染症危機においては、**本政府行動計画を参考に、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、基本的対処方針を速やかに作成し、対応**

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時から実効性のある訓練を定期的に実施し、**不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
 - 6項目だった対策項目を**13項目に拡充。内容を精緻化**
 - 特に**水際対策や検査、ワクチン等**の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理
 - 5つの横断的視点*を設定し、各対策項目の取組を強化
- * 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理**
 - 状況の変化*に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- * 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ***
- 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

政府行動計画の改定の概要②

- 政府行動計画とは、有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るもの
- 有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針を作成し、対応を行う

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	2013年策定 ✓ 2017年に一部改定	約10年ぶり、初の 抜本改正 ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓ 内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置 ✓ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン ✓ 治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載 ✓ 国際連携や情報収集、情報提供・共有等について記載	記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、 準備期の取組を充実 ✓ 協定締結により医療提供体制（入院、発熱外来）や検査体制等（検査機関、宿泊療養）を整備 ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ 民間企業も含めた研究開発エコシステムの構築やDXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥国民生活・国民経済	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスクミ、⑤水際、⑥まん延防止、⑦ワクチン、⑧医療、⑨治療薬・治療法、⑩検査、⑪保健、⑫物資、⑬国民生活・国民経済 ※新設項目に下線 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約90ページ → 約230ページに拡充
横断的視点	—	各分野横断的な取組として5つの視点を設定 ✓ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大への対応	— ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	— ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年※ごとの改定 を明記 ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化 ※ 感染症法上の基本指針、医療法上の医療計画と同様

県行動計画骨子(案)①

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画

新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条第1項に基づく、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画

改定の概要

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画が改定されることを受け、**次なる感染症危機に備え**、迅速・的確に対応できるよう本県における新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行う。

主な改定のポイント

1 平時の準備の充実

- 感染症発生時の医療・検査の体制立ち上げを迅速に行う体制を確保
- 国、県、市町等との連携体制の構築
- 実効性ある訓練を定期的実施

2 対策項目の拡充

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
- 6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化
- 偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めたリスクコミュニケーションのあり方などを整理

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理**
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切り替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 国は予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤を整備
- 県は国と連携し、上記の基盤を活用しDXを推進

5 実効性確保のための取組

- 行動計画に沿った取組を推進するとともに、国が毎年度実施するフォローアップ※の際に取組状況を点検し、適宜改善を図る
- ※ 特に検査・医療提供体制の整備、PPE（個人防護具）等物資の備蓄状況等見える化
- 国は感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、概ね6年ごとに政府行動計画を改定する予定であるため、県行動計画もこれに合わせ見直しを行う

県行動計画骨子(案)②

滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画改定案（骨子案）

（下線・赤字は、改定による変更箇所）

対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命および健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・医療提供体制への負荷軽減・体制の強化を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な者に適切な医療を提供する。
- 県民生活および県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・対策の円滑な切替えにより、県民生活および社会経済活動への影響を軽減する。

新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- 平時の備えの整理や拡充
 - ・発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
 - ・平時からの医療提供体制や検査体制の整備、リスクコミュニケーション等の備え
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
 - ・可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え
 - ・状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
- 基本的人権の尊重
 - ・県民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする
 - ・感染者やその家族、医療従事者等に対する偏見・差別への対応、社会的弱者への配慮
- 関係機関相互の連携協力の確保
 - ・県対策本部、政府対策本部、市町対策本部の緊密な連携、対策の総合的な推進
 - ・関西広域連合をはじめ近隣府県との連携強化
- 記録の作成・保存
 - ・国、県、市町は対策の実施に係る記録を作成、保存、公表する

対策項目

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション※
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 県民生活・県民経済の安定の確保

※リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

県行動計画骨子(案)③

対策項目(13項目)の概要

①実施体制

- ・国、県、市町、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、実効的な対策を講じる体制を確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には県対策本部を中心に国の基本的対処方針に基づき的確に判断・実行

⑤水際対策

- ・県は、検疫所から情報提供があった発生国からの入国者について、健康監視[※]を実施

※国は、病原体の性状等や国内外の感染状況等の変化により、国内の医療提供体制の状況、国民生活および社会経済活動への影響を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、水際対策を縮小または中止するため、県においても健康監視の内容を見直す

⑧医療

- ・医療の提供は、健康被害を最小限に留めるために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限に留めることにつながる
- ・平時から、予防計画および医療計画に基づき、県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応

⑪保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して県民の生命と健康を守る
- ・県は保健所や衛生科学センター等と協力し、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察、生活支援等を実施
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、体制や対応の見直しを適宜実施

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・DXの推進を通じた、平時から効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の体制の構築
- ・感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価ならびに県民生活および県民経済の状況の考慮

⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数を対応可能な範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む措置の適時適切な実施を国に要請
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施

⑨治療薬・治療法

- ・有事において国および国立健康危機管理研究機構が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築、定期的に実施体制を確認
- ・全り患者の治療その他の医療対応に必要な量を目標として計画的かつ安定的に備蓄

⑫物資

- ・感染症対策物資等[※]が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性
- ・平時の備蓄等により、医療機関をはじめとした必要な機関に感染症対策物資等が十分にいきわたる仕組みを形成

※医薬品(解熱鎮痛剤、ワクチン、麻酔薬、PCR検査試薬、抗原検査キット等)、医療機器(人工呼吸器、酸素濃縮器、パルスオキシメーター、ワクチン用の針・シリンジ等)、個人防護具(マスク、ガウン等)等

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機下では、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがある
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、県民に適切な判断・行動を促す
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスクコミュニケーション体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

⑦ワクチン

- ・特定接種の考え方や大規模接種による住民接種の実施
- ・平時から医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、迅速に接種を進めるための体制を整備
- ・県および市町が実施する予防接種にかかる情報に加え、国が提供・共有する情報について、県民へ周知

⑩検査

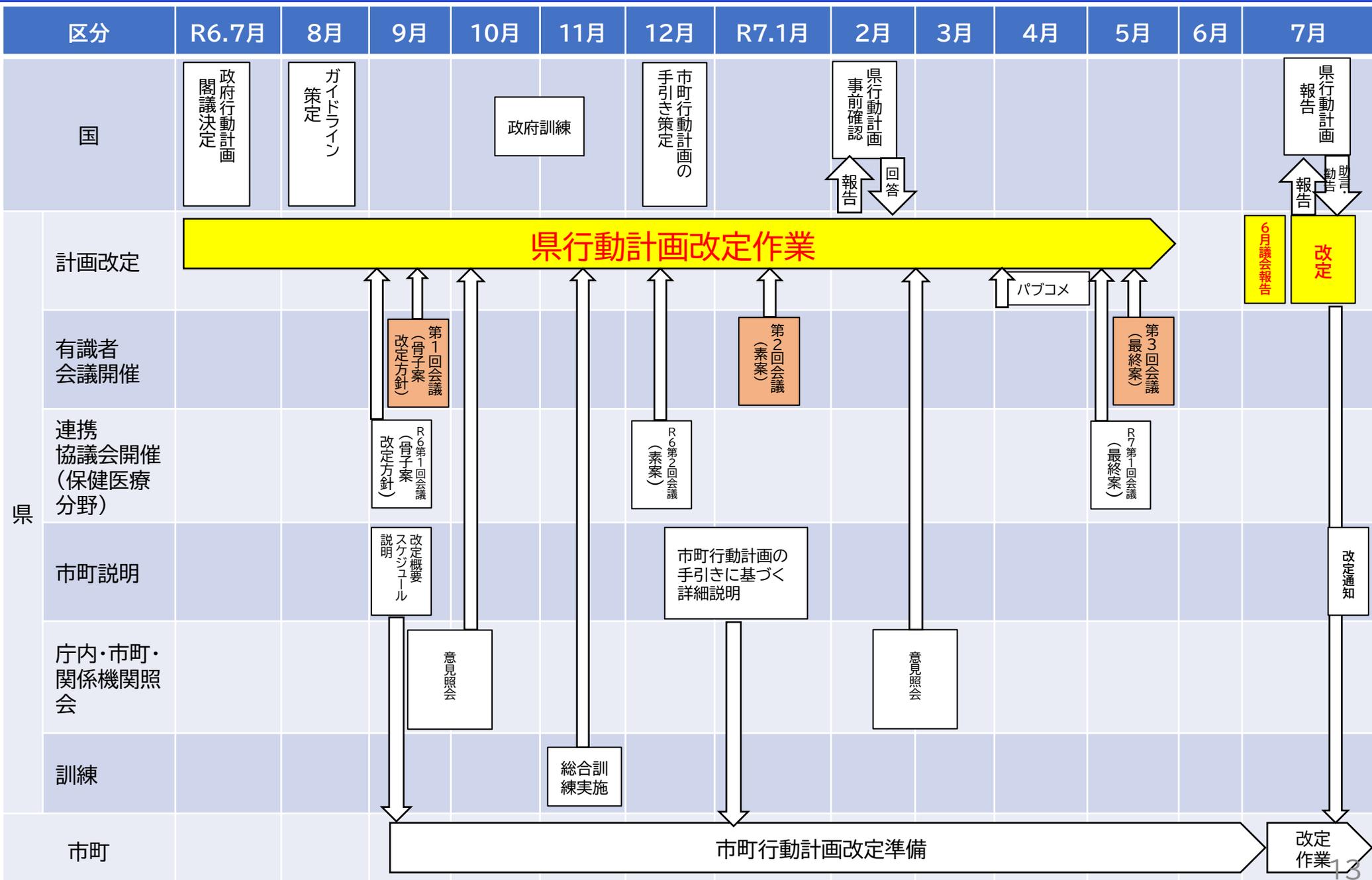
- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切り替えを行う。
- ・平時には機器や資材の確保、検査関係機関との連携体制の構築、発生直後より早期の検査体制の立ち上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う。

⑬県民生活・県民経済の安定の確保

- ・感染症危機時には県民生活および社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性。
- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要。
- ・国や県等は影響緩和のため必要な対策・支援[※]を行う

※生活関連物資等の安定供給の呼びかけ、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等

新型インフルエンザ等対策行動計画改定スケジュール



県行動計画の記載の考え方

- ・政府行動計画で県、市町等が取り組む内容を規定しているため、これを準用する
- ・令和5年12月に公表した「新型コロナウイルス感染症対策にかかる振り返りについて」における課題や教訓を活かし、必要に応じ県独自の取組を追加する

政府行動計画

【実施体制(抜粋)】※政府行動計画P62

- ・厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。(略)内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し(略)公示する。
- ・都道府県は、直ちに都道府県対策本部を設置する。
- ・市町村は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

県行動計画行動計画

- ・県は、政府対策本部が設置された場合は直ちに県対策本部を設置する。
- ・市町は、政府対策本部が設置された場合は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策にかかる措置の準備を進める。